

平成29年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第38号説明資料

平成29年11月29日

大磯港賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例

資料

制定概要	-----	1
大磯港賑わい創出施設の概要	-----	1～2
制定内容	-----	3～6

産業観光課

大磯港賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例について

○ 制定概要

大磯港は、その周辺の海浜地域とともに、釣り、海水浴、スポーツ、磯遊び、アオバトの観察などを通じ、町内外の多くの方が楽しみ、親しんでいる地域であり、本町の重要な地域資源となっています。

この大磯港周辺及びみなと下町一帯を国土交通省の「みなとオアシス」として登録し、その拠点として大磯港に「賑わい交流施設」を整備することで、人や情報の交流、賑わいの創出、マチナカへの賑わいの拡大を目指します。

この「賑わい交流施設」に地域交流・地域農水産物等販売・飲食などの機能を担う「賑わい創出施設」を設置し、指定管理者による管理運営を通じて、町内外の来訪者に対する交流・休憩、地域農水産物等の宣伝・販売及び飲食の場を提供し、人や情報の交流及び町内周遊観光に活用することで地域の活性化を図るため、この条例を制定するものです。

○ 大磯港賑わい創出施設の概要

1 位置付け

賑わい交流施設には、飲食、物販を含む「賑わい創出施設」と水揚げ機能等を有する「漁協施設」の2つの施設を一体として整備し、運営することで地域の方や来訪者の交流を図るものとします。

このうち、賑わい創出施設には、地域交流機能、地域農水産物等物品販売機能、飲食機能、トイレ共用部等を整備し、大磯港みなとオアシスの中核施設として位置づけ、大磯港に来訪する様々な人々や情報の交流と賑わいの創出を図ります。

2 施設の内容

大磯港賑わい創出施設の内容は、次のとおりです。

- (1) 地域交流施設
- (2) 地域農水産物等物品販売施設
- (3) 飲食提供施設
- (4) 公衆用トイレ
- (5) 管理事務所

3 施設で行う事業

大磯港賑わい創出施設で行う事業は、次のとおりです。

- (1) 港湾利用者等への交流及び休憩の場の提供
- (2) 地域農水産物等の宣伝及び販売

- (3) 飲食物その他の物品の販売
- (4) 飲食の提供
- (5) 観光、地域情報及び港湾情報の提供

4 管理・運営について

(1) 管理方法

指定管理者による管理運営ができるよう、条例に規定します。

(2) 休館日・開館時間

休館日は、無休とし、開館時間は、午前9時から午後9時までとします。なお、必要に応じ、あらかじめ町長の承認を得ることによって休館日及び開館時間を変更することができることとします。

(3) 利用料金

- ①地域交流施設は、会議等で占用して利用できるものとします。
- ②地域農水産物等物品販売施設及び飲食提供施設を占用して利用する場合、売上に応じた料金を徴収できるよう規定を設けます。
- ③利用料金は、次の額を上限とし、その範囲内において町長の承認を得て定めるものとします。

区 分			単 位	利用料金
地域交流施設	全面使用	町内	1時間につき	1,000円
		町外	1時間につき	5,000円
	片面使用	町内	1時間につき	600円
		町外	1時間につき	3,000円
地域農水産物等物品販売施設			1ヶ月につき	売上金額の30%
飲食提供施設			1ヶ月につき	売上金額の30%

- ④表中の「町内」「町外」については、「町内＝個人及び団体の代表者が本町に住所を有するもの」とし、「町外＝個人及び団体の代表者が本町に住所を有しないもの」とします。
- ⑤利用料金は、指定管理者の収入とします。
- ⑥地域交流施設を営利目的で使用する場合の利用料金は、上記の金額の10倍を上限とします。

4 今後の予定

年 度	時 期	内 容
平成 29 年度	12月議会	施設の設置、管理等に関する条例 議案提案
	1月～3月	指定管理者の募集（施設整備に係る設計提案を含む。）

年 度	時 期	内 容
平成 30 年度	4月～5月	指定管理者候補者の選定
	6月議会	指定管理者の指定 議案提案
	6月	指定管理者の指定の議案議決を経て 指定管理者と基本協定の締結
	7月～1月	施設の設計
平成 31 年度	4月～3月	施設の建設
	3月	指定管理者との年度協定締結
平成 32 年度	4月～	施設の管理・運営開始 指定管理期間 平成 32 年 4 月～平成 37 年 3 月（5 年間）

○ 制定内容

第 1 条 条例の趣旨について

この条例は、大磯港賑わい創出施設の設置、管理等について必要な事項を定めるものとします。

第 2 条 大磯港賑わい創出施設の設置について

町内外の来訪者に対する交流・休憩、地域農水産物等の宣伝・販売及び飲食の場の提供を通じ、人や情報の交流及び町内周遊観光への活用によって地域の活性化を図るため、大磯港賑わい創出施設を設置することを定めます。

第 3 条 大磯港賑わい創出施設の施設構成について

大磯港賑わい創出施設は、次の施設で構成することを定めます。

- (1) 地域交流施設
- (2) 地域農水産物等物品販売施設
- (3) 飲食提供施設
- (4) 公衆用トイレ
- (5) 管理事務所

第 4 条 大磯港賑わい創出施設の事業について

大磯港賑わい創出施設で行う事業として、次の内容を定めます。

- (1) 港湾利用者等への交流及び休憩の場の提供

- (2) 地域農水産物等の宣伝及び販売
- (3) 飲食物その他の物品の販売
- (4) 飲食の提供
- (5) 観光、地域情報及び港湾情報の提供
- (6) その他、町長が必要と認める事業

第5条 指定管理者による管理について

大磯港賑わい創出施設の管理を指定管理者が行うことができる規定を定めます。

第6条 指定管理者の業務について

指定管理者が行う業務内容について定めます。

第7条 指定管理者の指定の申請について

指定管理者の指定に係る申請要件及び手続きについて定めます。

第8条 指定管理者の指定の基準について

指定管理者の指定に必要な基準について定めます。

第9条 指定管理者の指定等の告示について

指定管理者の指定、指定の取消し、指定管理業務の停止等を行ったときの告示について定めます。

第10条 指定管理業務の基準について

指定管理者が行うべき管理業務の基準及び指定管理者と締結する協定に記載する事項について定めます。

第11条 事業報告書の提出について

指定管理業務に関する事業報告書の提出について定めます。

第12条 指定管理者の指定の取消し等について

指定管理者の指定の取消し及び指定管理業務の停止の事由について定めます。

第13条 休館日及び開館時間について

大磯港賑わい創出施設の休館日及び開館時間について定めます。休館日は無休とし、開館時間については午前9時から午後9時までとします。なお、必要に応じ、町長の承認を

得てこれらを変更できるものとします。

第14条 利用の承認について

地域交流施設、地域農水産物等物品販売施設及び飲食提供施設の占有による利用承認の手続きについて定めます。

第15条 利用承認の取消し等について

利用承認の取消し等の事由について定めます。

第16条 入場の制限について

大磯港賑わい創出施設の入場に際しての制限について定めます。

第17条 利用料金について

指定管理者が管理運営する際の利用料金について定めます。利用料金は、次の表に定める額の範囲内で町長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入とします。

区 分			単 位	利用料金
地域交流施設	全面利用	町内	1時間につき	1,000円
		町外	1時間につき	5,000円
	片面利用	町内	1時間につき	600円
		町外	1時間につき	3,000円
地域農水産物等物品販売施設			1か月につき	売上金額の30%
飲食提供施設			1か月につき	売上金額の30%

地域交流施設を営利目的で利用する場合は、上記金額の10倍に相当する額を上限とします。

第18条 利用料金の減免について

町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる規定を定めます。

第19条 利用料金の還付について

町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を還付することができる規定を定めます。

第20条 損害賠償等について

大磯港賑わい創出施設の損傷等に際しての原状回復・損害賠償について定めます。

第21条 町長による運営管理について

町長が運営管理を行う場合の規定の準用等について定めます。

第22条 委任について

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとします。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及び利用の承認に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができるものとします。